

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年9月6日（水）午後4時00分～午後5時05分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員（12名）

農業委員		
1番	住吉	一久
2番	山岡	知博
3番	弓野	良子
4番	青木	清美
6番	大濱	秀弥
7番	折谷	秀幸
8番	荒尾	和彦
10番	清水	智也
11番	中野	義博
12番	清水	正雄
13番	大森	雅昭
14番	石原	孝之

4 本委員会に欠席した委員（2名）

農業委員		
5番	水島	英樹
9番	高嶋	香織

5 説明者 農業委員会 事務局長 竹谷 俊範
事務局長代理 平坂 昌美
事務局員 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- （1）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- （2）勉強会「朝日町における土地改良事業について」
- （3）その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、9月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 （あいさつ）

会長 それでは、これより、9月の農業委員会会議を開催いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第19条第2項の規定により3番 弓野 良子 委員、4番 青木 清美 委員を指名します。

それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。
どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説明いたします。

議案書は、1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見を求めます。

令和5年9月6日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は1件で、申請面積は15,400.00㎡です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町金山〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は朝日町東草野〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町金山〇〇番外9筆、地目は田、10筆、合計15,400.00㎡です。

権利の設定としては、「譲受人の要望による」となります。

弓野良子委員、清水正雄委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、大家庄地区、金山地内、譲受人の自宅から約500m、車で約2分圏内の距離に位置しております。

(農地法第3条の制度概要について、資料に基づき説明)

また、今回の案件については、譲受人が農事組合法人〇〇〇〇〇の構成員として、農業に従事しており、当該法人が引き続き耕作を行う農地にあつては、自らが耕作に供することに関わらず、例外的に農地の所有権の取得を認めることができるという規定に基づき、許可申請が行われたものであります。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人が所属する法人は同集落内で耕作しており、申請地についても譲渡人より譲受人が所属する法人が借受け、耕作しており、今後も適正に管理・耕作されるものと思われます。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人が所属する法人は同集落内で問題なく耕作していることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われます。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思います。

議案第1号は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

会 長 弓野良子委員と清水正雄委員から意見書をいただいておりますので、弓野委員から意見ををお願いいたします。

弓野委員 事務局から説明のあったとおりです。

会 長 続きまして、清水正雄委員 いかがでしょうか。

清水正雄委員 事務局から説明のあったとおりです。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思いますが、関係者である〇〇委員がおられますので、〇〇委員におかれましては、しばらく退室となります。

(住吉委員 退席)

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

清水智也委員 今回の特例について、構成員であっても、役員などの必要はあるのか。

事 務 局 役員である必要はない。

今回の特例のポイントは、現在、譲受人が所属する農地所有適格法人が借受けている農地であることと構成員であることである。

なお、特例の目的としては、集落で集約化されている地域で、所有者が農業者であることに限定した場合、他の農業者が取得し、集約化が阻害されることを防止するために設けられたものである。

会 長 その他に、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

それでは、〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 本日の付議事項については、以上です。
続きまして、勉強会に入ります。

以前より、委員から要望のありました「朝日町土地改良事業」の状況について教えていただくために、朝日町土地改良区事務局長の森野さんに講師をお願いしたところ、快くお引き受けいただきました。

それでは、森野さんよろしくお願いいたします。

森野事務局長 (朝日町における土地改良事業について、資料に基づき説明)

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。
続いて、その他に移ります。
事務局から何かありませんか。

事 務 局 次回開催日について…10月6日(金) 16:00～

会 長 そのほかに意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして9月の農業委員会定例会を閉会いたします。
みなさま、お疲れ様でした。

・午後5時05分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和5年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員